

食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十四日

広島県知事 横 田 美 香

### 広島県条例第九号

#### 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例（平成十二年広島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第一（第二条関係） 一―四（略） 五（略） イ（略） ロ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態）で飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。ただし、従事者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、令第三十四条の二第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。別表第二第一号イ(1)において同じ。）をする場合にあつては、イの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。</p> <p>(1)―(4)（略） ハ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合（従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第二第一号イにおいて同じ。）にあつては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの</p>	<p>別表第一（第二条関係） 一―四（略） 五（略） イ（略） ロ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態）で飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第二第一号(1)において同じ。）をする場合にあつては、イの規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。</p> <p>(1)―(4)（略） ハ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあつては、第三号ニ、リ、ヲ及びタの基準を適用しない。</p>

<p>基準を適用しない。</p> <p>三 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従事者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場 合にあつては、第三号チ、リ、ヲ、ワ、 タ及びレ並びに前号トの基準を適用しな い。</p> <p>ホー ト (略)</p> <p>別表第二(第二条関係)</p> <p>一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営 業</p> <p>イ 自動車において調理をする場合にあつ ては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>ロ 従事者が常駐せず、全自動調理機によ り調理された食品を販売する場合にあつ ては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 施設(全自動調理機を含む。(2)及び (6)において同じ。)の全体の衛生状況 を確認するための監視設備を有するこ と。</p> <p>(2) 施設に異常が生じた場合に、当該施 設の営業者が全自動調理機を停止する ことができる機能を有すること。</p> <p>(3) 全自動調理機が、原材料の温度、調 理の工程等の状況を監視し、異常が生 じた場合に自動的に停止する機能を有 すること。</p> <p>(4) 全自動調理機が、外部からの汚染等 を防止する構造を持つ、調理後の食品 に係る保管設備を有すること。</p> <p>(5) 全自動調理機が、調理後の食品につ いて、一定の時間を経過した場合には、 当該食品を提供しない機能を有するこ と。</p> <p>(6) 施設に異常が生じた場合に当該施設 の営業者と連絡ができるよう、当該営 業者の連絡先の掲示を行うこと。</p> <p>二一三十 (略)</p>	<p>二一 (略)</p> <p>別表第二(第二条関係)</p> <p>一 令第三十五条第一号に規定する飲食店営 業</p> <p>自動車において調理をする場合にあつて は、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) (3) (略)</p>
<p>二一三十 (略)</p>	<p>二一 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条  
第一項の規定による営業の許可を受けている者の施設基準の適用については、その者が  
受けている許可の有効期間に限り、この条例による改正後の食品衛生法に基づく営業の  
基準等に関する条例の規定による基準に適合し、許可を受けた者とみなす。